

令和5年度学校いじめ防止基本方針

尾張旭市立東中学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為（インターネットを通じて行われるものを含む）である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に、本校の教職員が日頃から小さな予兆を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安全かつ安心して生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感や周りの人々への感謝の心をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるよう取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

いじめ防止対策組織として、「校内いじめ・不登校対策委員会」を設置し、小さな予兆や懸念、生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

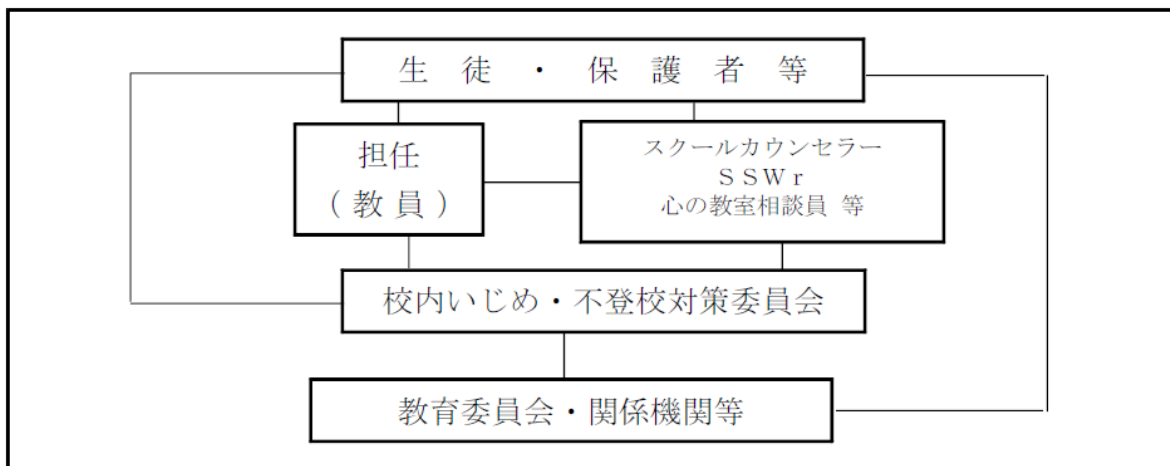
この委員会は、校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、該当学級担任で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（以下 S S W r ）、心の教室相談員、P T A 役員等と連携して対応する。

「校内いじめ・不登校対策委員会」の役割は、以下の通りである。

- (1) いじめ防止の取組の実施と進捗状況の確認をするため、学校評価アンケートにより、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- (2) いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- (3) 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発をするため、随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- (4) いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。また、いじめへの対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。重大事態に対しては、「4 重大事態への対応」に掲げる組織で対応する。
- (5) 問題が解消したと判断した場合も、当該いじめの被害生徒及び加害生徒を注意深く観察するなどの再発防止に努める。

※ いじめが解消している状態とは、「被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）が相当の期間（3 か月）なく、被害者や保護者との面談で、心身の苦痛を感じていないと確認できた状態」である。

- (6) 「いじめ防止対策」に関する相談・指導体制関連図



3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境を作るために、道徳教育・人権教育・命の教育の充実を図る。
- エ 命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図るため、体験活動を推進する。
- オ 情報モラル教育を推進し、生徒がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットを通じてのいじめの加害者・被害者とならないよう継続的に指導する。
- カ 道徳の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめ問題について考え議論する活動や、いじめ撲滅や相談箱の設置等の生徒同士の主体的な活動を推進する。
- キ 学校間の情報交換を行い、学校相互の協力体制を充実させる。

(2) いじめの積極的認知・早期発見の取組

- ア いじめアンケート（記名式年3回、無記名式年1回）と定期教育相談を実施し、生徒の小さな予兆を見逃さないように努める。
- イ 教職員と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 心の教室相談員やスクールカウンセラー、S S W rを活用し、生徒や保護者が相談しやすい環境を整える。また、いじめ相談電話（こころの電話）や愛知県総合教育センターの一般教育相談等、専門家や外部の相談機関と連携して行う。
- エ けんかやふざけ合いであっても、生徒の被害感を重視し、いじめか否かを判断する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「校内いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 直ちに被害生徒の安全を徹底して確保するとともに、いじめが「解決・解消している」状態に至った場合でも、当該案件の被害生徒及び加害生徒を注意深く観察するなどして再発防止に努める。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 一部の教員で問題を抱え込むことがないように、迅速かつ組織的な対応を行う。また、スクールカウンセラー・S S W r等の心理や福祉の専門家と協力し、教育委員会や警察関係機関と連携して対応する。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。カネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署、法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

重大事態とは、いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態、及びいじめにより学校を相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた事態を指す。

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「校内いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えて対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 生徒または保護者からの申し立てに対し、重大事態の可能性に留意し適切な調査を行う。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) いじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等の取組の改善を図る。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年間2回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

補足

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の教職員への共通理解と意識啓発をするため、年度初めの職員会議で周知を図る。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。

【重大事態対応フロー図】

